

機 関 誌

えひめ 社会福祉 2023

特集01「新会長・常務理事就任インタビュー」	1
特集02「平成30年7月豪雨災害発生から5年のあゆみ・座談会」	3
愛媛県社会福祉協議会一押し事業紹介	
・ 経営管理課	13
・ 法人振興課	15
・ 地域福祉課	17
・ 生活支援課	19
・ 人材研修課	21
・ 長寿推進課	23
暮らしに役立つ相談窓口一覧	25
愛媛県内市町社会福祉協議会一覧	27
愛媛県内地域包括支援センター一覧	28
賛助会員名簿	29
令和4年度 決算概要	30
新規採用職員ヘインタビュー	31

「やさしさ」を抱きしめよう

本年6月から本会会長に就任されました本田元広会長へ県社協の印象やプライベートなお話等をお伺いしました。



ふうし いっかん ちゅうじょ
「夫子一貫、忠恕なり」

—いつも思いやりと優しさの心をもって—

愛媛県社会福祉協議会 会長 **本田 元広**
Honda Motohiro

これまでの経歴

松山商科大学（現松山大学）を卒業後、1970年に愛媛相互銀行（現愛媛銀行）に入行。銀行員として県内外の各支店で勤め、2003年には本店の管理部門に就任。常務取締役、代表取締役を歴任し、2012年から6年間、代表取締役頭取を務めた。現在は代表取締役会長。

県社協にどのような印象をお持ちでしたか？

まず、「社協」という組織が全ての市町にあるということに驚きました。そして、その各地の社協を取りまとめる県社協という組織は、役割として大変な立場であるという印象を受けました。

72年目を迎える組織の会長ということで、重責を委ねていただいたな、というのが素直な気持ちです。

仕事でやりがいを感じるのはどんな時ですか？

何でも一生懸命やってみた時、お客さんから「本当に色々ありがとうございます」や「お世話になりました」などと感謝の気持ちを言葉に変えていただけた時が一番やりがいを感じますね。

あえて感謝や労いの気持ちを伝えていただくこともうれしいですし、そのやり取りがお互いの安心感につながるの、言葉にするのは本当に大事だと思いますね。

今までに見た映画や書籍などで、影響を受けた作品について教えてください。

『朝の論語（明德出版社）』という書籍が、私の性格や仕事への姿勢に影響を与えていたと思います。

よく覚えているものだと、著者・安岡正篤さんの、三識（「知識」「見識」「胆識」）という教えがあります。本などを読んで頭に入るものが「知識」、知識を基にどのように物事を進めるかを見立てる力が「見識」、見識を

実行する力、抵抗があっても自分の所信を貫く力を「胆識」というそうです。他にも、論語の「君子は義に喩り、小人は利に喩る」という言葉も心に留めていました。

座右の銘を教えてください。

「誠心誠意」を尽くす。色んな物事や人に対して思いやりと優しさをもって誠実にあたっていく。そういったものを昔から大事にしてやってきました。

その情や優しさのことを、論語では「忠恕」という言葉で表していますが、県社協のキャッチフレーズも「やさしさを抱きしめよう」ということで、どこか通じるものがあると感じています。

趣味や楽しみにしていることは何ですか？

楽しみは何といっても、毎晩飲むビールですね。1本をぐっと飲むのが美味しいです。

趣味はまずゴルフ。今はスコアは100近く叩くのですが、昔は80台で回っていたので、いつもこれくらいで回りたいなと思って練習しています。

それと一番は、美術館に絵を見に行くことが好きです。特別に詳しいということはないのですが、見た瞬間「いいなあ」と思う作品に出会えるのが楽しくて、1つ出会うと次へ次へと興味が湧きました。今までに、東京都美術館や国立西洋美術館など、いろんな所に行きましたし、アメリカのメトロポリタン美術館やニューヨーク近代美術館にも行ったことがあります。

絵はとて面白いので、ぜひ興味をもってみてください。

福祉関係者へメッセージをお願いします。

地道に、一生懸命に頑張っていれば、きっとその心は相手に通じます。福祉や人を支えるという仕事はとて大変だと思いますが、楽しく、そして誇りをもって向かっていってください。今後ともよろしくお願いたします。

本年4月から本会常務理事に就任されました山本泰士常務理事へ県社協の印象やプライベートなお話等をお伺いしました。



志を高く、
まず一步踏み出そう

愛媛県社会福祉協議会 常務理事 **山本 泰士**
Yamamoto Taiji

これまでの経歴、 県庁時代に印象に残っていること

広島大学を卒業後、愛媛県庁に入庁。児童福祉課・保健福祉課では、えひめこどもの城の基本構想や県立医療技術大学の独立行政法人化に奔走。令和4年度には東予地方局長に就任。

最も印象に残っていることは、当時輸入促進の関係でFAZに携わる機関に30代初めに出向し、手探りの状態から始めた仕事から多くのことを学び、愛媛で実践したことです。

県社協の印象を教えてください。

国・県・市町それぞれのレベルで組織され、縦と横のラインで強固な関係性が築き上げられているという印象です。

一方で、もう少し県社協自身の存在意義をアピールする余地があると思っており、今後皆さんと仕事をすすんで達成していきたいです。

仕事をする上で大切にしていること

1つは、物事を大きく俯瞰（ふかん）してみる。県社協全体としてアクションを起こす際にこれでいいのかどうか、自分のレベルではなく、経営者の立場で判断できるように心がけていきたいです。

もう1つは、小さくフォーカスして仕事・人を見ること。職員一人一人の話を丁寧に聞き、意見交換などをする視点を忘れてはならないと考えています。

この2つのファクターは、長年仕事をしてきて変えていない、いつも心がけていることです。

これまでに熱中したことを教えてください。

「落語」と「マラソン」です。
落語研究会に所属していた大学時代は、体育会系の

サークルのような厳しい練習の日々でした。現在は、個人でボランティア落語をやっていて、お誘いがあれば各地で公演を行っています。

マラソンは、40代初めから50代初めに一番走っていました。もともと長距離走に興味があり、愛媛マラソンを見て感銘を受けたのがきっかけです。様々な大会にエントリーし、常に目標を持って練習していました。

子どもの頃の将来の夢は何でしたか？

テレビが一般家庭に普及し始めた時代ということもあり、総理大臣やプロ野球選手、プロレスラーといった、テレビに出ている人に憧れていました。成長してからは、アナウンサー、学校の先生を目指していました。

生活の中で楽しみにしていることを教えてください。

1つは野球です。幼少期からヤクルトスワローズを応援していて、試合を見て一喜一憂するのが楽しいですね。

2つ目は短距離ダッシュです。マラソンを辞めてから10年近く続けています。週に1回100mダッシュを5本走った後に体重・体脂肪測定をして成果を確認するのが楽しみです。

福祉関係者へメッセージをお願いします。

社会福祉の仕事というのは、誰一人取り残さない、全ての人々が幸せに暮らせる社会をつくるという大きな目的を掲げ、それに向かって取り組む素晴らしい仕事であると思います。人間関係をベースとする自分の仕事に誇りを持ってください。私自身もそういった存在になれるように日々精進します。

（インタビュー：県社協 石丸・吉川）

平成30年7月豪雨災害発生から5年のあゆみ

西日本を中心に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害は、本県でも災害関連死を含めて33名の方が亡くなり、住宅被害は6,657件にも及ぶなど、平成最悪の水害とも言われます。社会福祉協議会（以下：社協）では、発災以降に県内各地で災害ボランティアセンター（災害ボラセン）を運営し、フェーズ（段階）の変化に合わせて地域支え合いセンターに移行しながら、被災者の生活

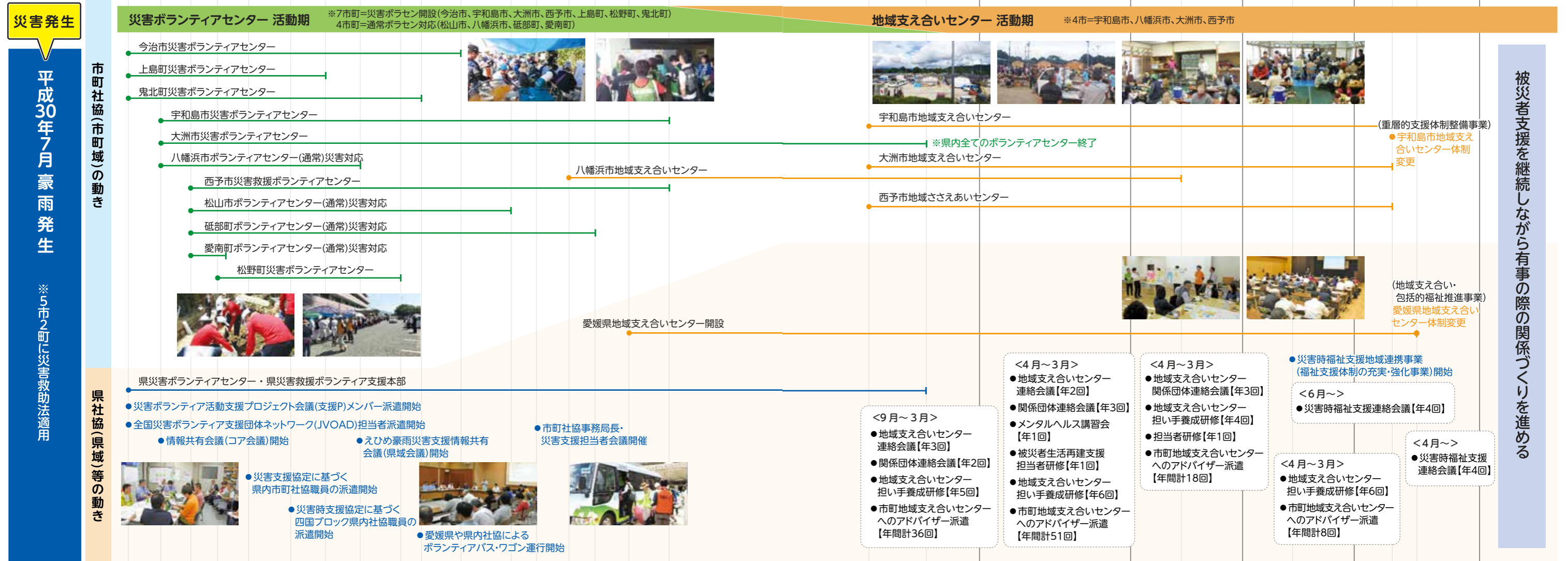
再建に向けた取り組みを進めてきました。地域支え合いセンターが閉所した今も、各地で防災に関する取り組みは続いています。

今年、発災から5年を迎えました。現在も自然災害は毎年のように発生しています。5年前の教訓を踏まえながら、次の災害に備えるため、この5年のあゆみを振り返ります。

■平成30年7月豪雨災害発生から5年の年表

開設 ● 閉鎖 ○ 閉鎖

平成30年(2018)	平成31年・令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)
6/28~7/8	10/1	3/31	6/1	3/31 4/1~	現在



災害ボランティアセンターとは

災害ボランティアセンター（災害ボラセン）とは、災害時に設置される被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。運営については、社協が運営すべきと法令等に定められているわけではありませんが、社協は地域福祉の推進を使命としており、その性格上、災害ボラセン運営の中核となることが期待されています。そのため、被災した市町の社協を中心に、行政や日頃からボランティア活動に関わっている方々等と協働して担うことが多いです。

活動内容としては、①被災地のニーズの把握、②ボランティアの受け入れ、③人数調整・資機材の貸し出し、④活動の実施、⑤報告・振り返り等が挙げられ、ボランティア活動やそのコーディネートを行います。

設置運営期間については、恒久的なものではないため、ニーズ等の収束状況や今後の展開について関係者らと協議の上、終了が決まられます。終了後の被災者支援については、地域支え合いセンターへ引き継がれます。

市町災害ボランティアセンター等の活動状況等

市町名	災害ボランティアセンター等の開設状況			ボランティア活動延人数	適用法	備考
	区分	期間	うち活動日			
松山市	通常ボラセン対応	7月11日~8月4日	25日間	1,713人	被災者生活再建支援法	
今治市	災害ボラセン開設	7月9日~7月31日	23日間	1,187人	災害救助法、被災者生活再建支援法	サテライト設置あり
宇和島市	災害ボラセン開設	7月10日~9月30日	84日間	9,726人	災害救助法、被災者生活再建支援法	サテライト設置あり、支え合いセンター移行
八幡浜市	通常ボラセン対応	7月10日~7月20日	11日間	216人	災害救助法、被災者生活再建支援法	支え合いセンター移行
大洲市	災害ボラセン開設	7月10日~11月30日	144日間	8,051人	災害救助法、被災者生活再建支援法	サテライト設置あり、支え合いセンター移行
西予市	災害ボラセン開設	7月11日~9月30日	67日間	7,466人	災害救助法、被災者生活再建支援法	支え合いセンター移行
上島町	災害ボラセン開設	7月9日~7月20日	12日間	285人	被災者生活再建支援法	
砥部町	通常ボラセン対応	7月11日、13日、8月31日	3日間	60人	被災者生活再建支援法	
松野町	災害ボラセン開設	7月12日~7月26日	15日間	307人	災害救助法、被災者生活再建支援法	
鬼北町	災害ボラセン開設	7月9日~7月27日	19日間	236人	災害救助法、被災者生活再建支援法	
愛南町	通常ボラセン対応	7月11日~7月12日	2日間	25人	被災者生活再建支援法	
合計				29,272人		

地域支え合いセンターとは

地域支え合いセンターは、災害ボランティアセンターの運営と並行して設置準備が進められ、長期化する避難生活により疲弊した被災者へのケアや、生活再建に向けた支援を一体的に行います。運営については、行政からの委託を受けて、被災した市町の社協等が担います。

地域支え合いセンターでは、生活支援相談員を配置し、応急仮設住宅や在宅等の被災世帯への巡回訪問・見守り・相談・情報提供・書類説明・手続き同行等の「個別支援」と、サロンや相談会の開催等の「地域支援」を通して、被災者の孤独・孤立を防止し、地域コミュニティの形成をサポートします。

なお、県域の地域支え合いセンターでは、令和4年4月から「地域支え合い・包括的福祉推進事業」として、市町の支え合いセンターの後方支援と、県域での地域支え合い・災害支援ネットワークづくりを行っています。

もっと詳しく知りたい方は、こちらをご覧ください。
(愛媛県社会福祉協議会ホームページ内に掲載)



座談会

平成30年7月豪雨災害発生から5年のあゆみ



肱川(西予市社会福祉協議会本所の裏から)

令和5年8月、これまでの活動を振り返り今後につなぐための座談会を開催しました。愛媛大学教授で地域連携コーディネーターとして活躍され愛媛県の豪雨災害支援にも尽力されている前田 眞氏に進行役をお引き受けいただき、特に被害が大きかった宇和島市・大洲市・西予市の社会福祉協議会（以下：社協）職員の出席で、災害を通じた地域福祉活動のあり方を語り合いました。



国立大学法人 愛媛大学
社会連携推進機構
教授 前田 眞氏(進行)



宇和島市社会福祉協議会
総務課長 松井 尚史氏



大洲市社会福祉協議会
総務福祉課長 黒江 雄一氏



西予市社会福祉協議会
地域福祉課長 井上 敦人氏

災害ボランティアセンター運営の振り返り

(発災直後～避難生活フェーズ)

各市の運営の特徴

前田 発災当時の状況からお聞きます。皆さんの地域で、災害ボランティアセンター（以下：災害ボラセン）の開設・運営にあたり特徴などはありましたか？

西予：井上 西予市では、まず災害ボラセンをどこに設置するかが問題でした。西予市社協本所がある野村町が最大の被災地で、道路も寸断されている状況でした。災害ボラセンは他の場所にという案も出ましたが、県社協からのアドバイスもあり、被災地のど真ん中にある本所を整備して使うことにしました。ど真ん中に設置したので、歩いて各現場へ出向くことができ、車両を準備する心配がさほどなく、既に地元の方や消防団の方が軽トラを活用して物資等を運搬していたので、その例にならない活用することで細やかに動くことができました。ボランティアの受け入れや派遣は、県社協のコーディネーションや外部から来られた実績のある支援者の臨機応変な対応に助けられました。

大洲：黒江 大洲市も総合福祉センター自体が被災していたので、片付け後に、災害ボラセンを設置しました。被災エリアが広く、被災地の状況をつかみきれないので苦労しました。支援業務においては、パソコンやネットワークサーバーを事前に2階に上げていたので助かりました。そうでなければもっと大変だったと思います。業務が始まると、災害ボラセン、避難所、通常業務の3つを同時進行しなければならず、人員的にも非常に大変でした。特に地域福祉系は独居高齢者などの訪問と同時に災害支援も必要でしたし、在宅福祉部門の職員もとてもがんばってくれました。ボランティア派遣では、被災エリアが広いので、県社協などのアドバイスによりエリアマッチング（エリアにボランティアを派遣し、現場に行ってから作業内容を割り振る方法）で対処した地域もあり、区長や地元の民生委員たちの力をお借りしました。

宇和島：松井 宇和島市では、最初に吉田町全域が被災し

たと報告を受けて、そんなことが本当にあり得るのかと信じられないような感覚でした。災害ボラセンは被災エリアに設置したかったのですが、土砂災害等で乗用車の乗り入れも難しく、加えて断水状態であったため叶わず、少し離れた福祉センターに本部を置き、そこから車での輸送手段を確保して大量の資機材や人を送り込むことにしました。離れた場所だと被災者の声を直接会って聞けず、電話での確認や自治体経由の情報を頼りに、現地が

見えにくい中でのセンター運営を迫られました。1日数百人のボランティアを多くの被災世帯にどうマッチングしていくか、大量の資機材の供給をどうするのか、かなり焦りました。しかし、関係機関を始め、応援社協の皆さんや支援P（災害ボランティア活動支援プロジェクト会議）、県社協など多くの方から助けていただき、初動期の混乱を最小限にとどめ、多くのボランティア派遣に結びつけることができました。

過酷な状況下で励みになったもの

前田 困難な状況下で、「これが支えてくれた」「これで乗り越えられた」というものはありますか？

宇和島：松井 まず、自治体との関係性です。災害の数年前から宇和島市と合同でマニュアル作成や熊本地震の視察などをしていましたので、自治体としっかりかみ合い、初動の立ち上げの話合いもスムーズにできました。自治体から派遣された職員の存在も心強く、事務手続き等を進めながら、社協で他に何が必要かを正確に伝えてくれました。そしてやはり、色々な方の支援が励みになりました。過去に知り合ったボランティア団体がすぐ駆けつけて「何でもしますよ」と言ってくださったり、NPO法人などノウハウを持つ方が現地コーディネーター役を快く引き受けてくださったり、エリアマッチングではJC（青年会議所）にリサーチから拠点の提案・整備まで助けていただきました。同じ社会福祉法人の特別養護老人ホームや保育園からマイクロバスの提供があったのもありがたかったです。

大洲：黒江 大洲市社協の職員が一丸となって活動できたのが大きかったと思います。自らも被災して大変な職員も、災害ボランティア支援の経験がない職員も、みんな被災された方のためにという思いで一緒に乗り切りました。外部支援の力も大きかったです。社協職員だけでは知識も経験も足りなかったため、ノウハウや人的な部分も含め

て助けていただきました。例えばJCは、全国のネットワークを活かして各地から情報や資機材を集めてくださいました。

西予：井上 野村町では、我々が準備や状況確認をしっかり行い土台づくりをする傍らで、住民の皆さんが自主的に動き始めてくれました。また県社協が核になって色々と調整や手助けをしてくれ、最初に心配していた水の確保についても地域関係者や外部支援者が率先して対応してくれました。他にも各地の災害支援現場や全国のボランティア研修などで顔見知りだった方々がどんどん支援に来ていただきました。加えて、作業をするボランティアへの水や氷の提供など、ボランティアを支援するボランティアの存在も印象的でした。





地域支え合いセンター運営の振り返り

(生活再建フェーズ)



前田教授

前田) 被災された方々が避難所から仮設住宅などに移り生活再建に向かうフェーズになると、「地域支え合いセンター（以下：支え合いセンター）」ができ、被災者支援にあたるようになりました。それぞれの活動の特徴をお聞かせください。

宇和島：松井) 宇和島市は、建設型仮設住宅が少なく、市内各地の公営住宅が仮設住宅として提供されました。その結果、市内の至るところに被災世帯が

中で、社協が得意とするのはコミュニティワークです。「おんむすび会議」を立ち上げ、カフェやサロンを企画し住民交流を促進してきました。

西予：井上) 支え合いセンターへの移行段階で「災害ボラセンの看板のかけ替えですよ」とアナウンスをし、支援がずっと続いていることを伝えながら活動しました。活動中、私たちが常に言っていたのは、「仮設住宅の人だけが被災者ではない」ということです。どうしても支援の目が仮設住宅に向きがちなので、地域の方にも均等に目を向けた支援を展開しようと声を上げ続けました。またニーズの掘り起こしで注意したのは、「誰かが困っている」ではなく、「誰が何に困っているか」を明確にすることです。漠然と「困っている」では適切な支援ができないからです。支援者同士の「目線を合わせる」ということに注力しました。

大洲：黒江) 大洲市は、仮設住宅だけでなく、在宅の被災者も多く、約2,500世帯にものぼりました。しかし、宇和島市や西予市のように情報共有をする場がありませんでした。社協は、行政・NPOと双方向でやり取りしていましたが、三者が一同に顔を合わせる場がなかったのです。情報共有は必須でしたので、社協から投げかけて「連携会議」を立ち上げ、支援の方向性やニーズの把握などを共有できる場をまず作りました。さらに生活再建を進めていく中で個別に気になる方のピックアップも行い、「コア会議」を立ち上げ、行政の該当部門と社協とで情報共有をしました。他にも一番苦労したのが被災者台帳の整理です。災害直後の混乱期は行政がスピードを重視したため整理が追いつかないこともあったので、そこを社協で補いました。大変でしたが、それができると活動がスムーズになっていきました。

点在することになり、世帯ごとや地区ごとに応じた支援が必要になりました。一方で、被災はしたものの、同じ場所で生活再建を進められた方も多数おられます。そこで、エリアマッチングのノウハウを活かしてローラー訪問をかけ、全世帯のニーズを拾い上げることにしました。そうした個別支援と合わせて、私たちが活動の中で大切にしてきたのは「つながりづくり」です。例えば、別地区から移り住んだ方には、新しい地区の民生委員とのつなぎ役を支え合いセンターが担ったり、近隣の社会資源をマッピングした支え合いマップの作成やお出かけ支援などを行ったりしました。また、早い段階から自治体主導で「生活再建実務者会議」が立ち上がり、行政と社協が連携して個別訪問で拾い上げた生活課題を解決する場ができたり、行政・社協・NPOの三者連携で被災情報を共有する「牛鬼会議」が立ち上がったりしました。その

現在の様子と今後への備え

(課題や抱負)

災害前後の地域の変化

前田) 5年経った今、地域の状況や防災への意識はどう変わりましたか？

を支え合いセンターが仲介をせずとも自治会で検討し、行政と直接話し合う流れができています。

西予：井上) 災害公営住宅に移り住んだ方々の中で新しいコミュニティが生まれています。地域の困りごとなど

前田) まさしく新しいコミュニティの中で支え合いの関係ができていますね。



西予：井上) そうですね、野村町の地域性が関わっているようです。防災に関しては、従来、住民の自主防災意識が強く、住民中心でそれぞれが自主的に取り組んでいます。ただ海岸部における津波に対する防災は、まとまることが少し難しい様子もあります。防災訓練をしているところもあれば、「津波なんて来ない」と考える人もいて、なかなか難しいのが現状です。

災害前後の社協の変化

前田) そのような状況を踏まえて、災害前後で社協の変化はありますか？

西予：井上) まず、当時の反省を踏まえて担当者を複数人制にしました。誰かが来られなくても他の誰かが対応できるようにするためです。次に、発災時に止めなければいけない業務を洗い出しました。また、万が一孤立したときに業務が続けられるように、各支所にスコップや発電機など、一通りの備品を置くことにしました。豪雨が津波かなど災害の種類は関係なく、他の支所で必要になれば持ち寄ればいい。全支所が全災害に備える策です。さらに職員用の備蓄の整備も進めています。各支所に備蓄をし、それを利用して生活困窮の方へも提供できるようにしています。

宇和島：松井) 当時ローラー訪問を経験した職員が「こんなにアウトリーチ（積極的な訪問支援）が大事だとは思わなかった」と話していたのがとても印象に残っています。これまでもやってきたつもりでしたが、拾いきれないニーズが実はこんなにあったのかと驚きました。それに関連して、見守りボランティアの養成にも力を入れ、地区担当制もさらに手厚くしました。また初動期は情報が錯そうし混乱します。そのため、正確に情報を把握・整理し、速やかな体制構築につなげるために情報伝達訓練をしています。同時に市民や支援者への情報発信を充

宇和島：松井) 吉田町で座談会やサロンを企画すると、皆さんからすぐに防災の話が出るようになりました。特に高齢者は普段からの自助が大事なので、備蓄品や避難場所について知りたい、防災講座を開いてほしいという声が大きくなってきたと感じています。社協でも防災のミニ講座やレクリエーションの中で防災を学べる企画などを立ち上げました。また、被害のなかった地区のお世話役の方からも、吉田町の経験を活かした防災講座の要望が増えました。

前田) 経験を活かした活動という面では、大洲市の三善（みよし）地区が全国のモデルになるような活動をしていますね。

大洲：黒江) 行政が主になって、安否確認カードなどの三善地区での取り組みを、各地の自主防災の中で順次広げていっています。各地から視察にも来られていますね。三善地区も水害に遭いやすいところですし、被害で外部と寸断される地域もあるため、やはり住民の課題意識が高いようです。

実させる。災害時は、情報がかなり混乱する中、社協が組織的にこれらを十分にに行えるようになることはとても重要です。専門家にも支援してもらい、日頃から訓練しています。そしてもう一つ、発災前は自治体との連携さえできれば、臨機応変に対応できると思い込んでいたところもありましたが、振り返ると地区社協や自治会、民生委員、NPOや企業など、地元の方々と普段からつながりを持っておくことが大切だと感じています。特別ではなく、普段の活動の延長線上でいざという時に備えるイメージです。これらを踏まえて、宇和島市社協では、「災害ボランティア連絡会」を新しく立ち上げたり、合同研修会、災害ボランティア養成講座なども企画したりして、普段からの体制づくりとボランティアの充実にも積極的に取り





組んでいるのが、社協としての大きな変化だと思います。

前田) 地域でのつながりやコミュニティが生まれるきっかけになればいいですね。

大洲：黒江) 大洲市社協では、組織的な部分で大きな変化があります。当時は協定がない中で活動していたのですが、昨年、行政・JC と協定を締結し、災害時にどう連携するか、互いの役割を明確にしました。さらに今年度はライオンズクラブとも協定を結ぶ動きがあります。協定によって支援し合える体制を整えたいと思っています。今後は、システム関係も徐々に変えていきたいです。コロナの際にもありましたが、全員が出勤できる状況になくてもどこかで活動・仕事ができるというシステム構築も、社協として取り組むべきポイントと考えています。BCP（事業継続計画）では西予市社協同様、非常時にどう業務を継続するか、あるいは一旦機能を停止しタイミングをみて再開させるか、そこを組織的に考えられるよう検討中です。限られた人だけで担うのではなく、組織



大洲 黒江

として機能させる必要があります、それに向けた人材育成が核になると思います。プレーヤーだけでなく、全体を動かせるマネージャーも必要です。組織として育成していかないと、南海トラフ地震など未曾有の災害では対処できないと感じています。

南海トラフ地震等に備えて～地域の力で対応するには

前田) 前は全国からボランティアが集まりましたが、南海トラフ地震などの広域的な災害では難しいかもしれません。自前での対応を考えたとき、人も含めた資源や活動についてどう考えられていますか？



西予 井上

西予：井上) やはり「ボランティアは来る」という意識の方が強い気がします。ですが、瀬戸大橋が不通で来られないなど、色々なケースを考慮した体制づくりをしなければなりません。しかし、ずっと行っている災害ボランティア養成講座もあまり人が集まらないのが現状です。

前田) 各自が得意なことで貢献できるということ、う

まく伝えたいですね。

西予：井上) そうですね。例えば当時、冊子に新しい制度等の追加情報を挟み込むことになった際、障がい者の方たちが作業をしてくれました。そういうお手伝いも力になるということが伝わればいいのですが…。

大洲：黒江) どうしてもメディアでよく取り上げられる「泥かき」など、力仕事の情報が先行しがちですね。大洲市でも、災害系だけでなく普通のボランティア講座も参加者の年齢層が比較的高いようです。普段からいかに若い方にアピールできるかが課題ですね。

前田) 普段から小・中・高の児童や生徒たちへの福祉教育を積み重ねて、その中の何人かでも関心を持ってくれば、変わっていくかもしれません。

宇和島：松井) 宇和島市でも、発災直後の災害ボランティア講座には地元の高校生を含めたくさん集まりましたが、その後コロナで集合型研修ができなくなり、昨年・今年は若い世代の参加は減っています。周知の仕方も工夫が必要です。今、吉田町で「かむかいよしだ」という有償ボランティアの制度ができています。「かむかい」は「いいよ、かまわんよ、何でも遠慮せずに」という意味の方言で、家の周りの掃除や買い物代行などによる助け合いの仕組み

です。その呼び掛けに思いのほか地元の中・高生が集まりました。地元の方のためにという生徒の気持ちも大事にしながら、力仕事だけではない、いざという時の災害ボランティアとしての活躍も期待したいです。

前田) 災害フェーズごとにボランティアの内容は変わりますが、どうしても最初の復旧期だけのイメージがついてまわります。「災害ユートピア」という言葉があり、

地域共生社会の実現に向けた社協の役割

前田) 「被災者」ではなく「困っている人」への支援を考えると、昨今、「生活支援体制整備事業」や「重層的支援体制整備事業」（以下：「重層」）が動いています。地域共生社会を創っていくと災害にも強くなるというイメージですが、その点は社協の一番の得意分野ではないでしょうか？

大洲：黒江) 「重層」は、正直まだこれからです。住民が相互に協力しながら自分たちにできることをするという社会を作らなければなりません、構想が大きすぎて、社協としてもどこからやるのか、社協だけでできるのかとも感じています。でも少しずつ取り組んでいかなければと思います。

宇和島：松井) 事業のすみ分けとしては、「支え合いセンター」、「重層」などそれぞれ別なのですが、事業の本質で共通する部分もあり、市民から見れば一緒なので、発災後から活動や関係性を維持しながら、うまく「重層」の枠組みの中でも続けていけるようにと考えています。

西予：井上) 第2層（日常生活圏域での支援）の協議会を立ち上げているところで、自分たちがやりたいこと、積み上げたいことに対してアプローチするような形を考えています。そこに生活困窮者の問題など、住民から出てくるさまざまな問題意識に、社協が関わっていければと思います。

前田) 制度ありきで進めるのではなく、地域の中でまず何が必要なのかを積み上げて、それにどう対応していくかについて考えていく方法ですね。最初からあれもこれもやるというのではなく、そのようにニーズ起点でスタートできるといいですね。そういう部分が社協の一番の得意分野で、何かを積み上げながらやっていければと思います。「第1層（市町全域）」「第2層（日常生活圏域）」というエリアがありますが、どちらかという「第3層（個々）」の積み上げが大事だと感じています。そこで自

災害直後はみんなが助け合ってユートピアのようになるけれど、少し落ち着くとそういう思いが希薄になってきたりすることがあります。ですから、いかにお互いを支え合う状況を長くするかが肝心です。避難所や仮設住宅でお互いが支え合う関係づくりができるかどうかは、災害前の普段の生活から関係づくりをしてないと難しい気がします。

〈トピックス〉

地域共生社会とは 制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人や資源、多様な主体がつながり、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。誰もが役割を持ち、支え合うことで、その人らしい生活を送ることができる社会としていくことを目指している。

重層的支援体制整備事業とは 社会福祉法の改正により令和3年度から創設された事業。地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズを、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らずに受け止め、つながり続ける包括的な支援体制を構築することをコンセプトとしている。属性や世代を問わず包括に相談を受け止める「包括的相談支援事業」、社会とのつながりを作る支援を行う「参加支援事業」、世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する「地域づくり事業」等を一体的に実施することとしている。

生活支援体制整備事業とは 介護保険法の改正により平成27年度から創設された事業。第1層（市町村全域）、第2層（日常生活圏域）等における「生活支援コーディネーター」や「協議体」の設置を通して、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進等を一体的に図っていくことを目的としている。



宇和島 松井

分たちが立ち上がり、支えの関係をつくっていかれるのか、というようなことが大事だと思います。

西予：井上) 例えば社協が直接関わらなくても進められる事業はお任せしつつ、それ以外で手助けをしたり、つながったりつなげたりしたいです。資金、物資、情報など



での関わり方もあるでしょう。第2層でやりたいことが出てくれば、社協でできることをやって、それを第1層につないでいくようなことができればと思います。災害もそういう協力体制があればいいですね。

宇和島：松井 確かに、第3層が大事ですね。やはり普段からの住民とのつながりが大事なので、社協で事業化した「支え合いサポーター」という見守りボランティアの養成を進めています。これは、豪雨災害時にニーズを十分に拾いきれなかったことがきっかけです。第3層でニーズを汲み上げて、第2層で「かむかい よしだ」の生活課題を解決する仕組みが動き始めています。第2層でも解決できない問題は、第1層、企業連携や自治体のバックアップも得て、解決していくようなイメージで進めています。

前田 そういう地道な活動が、災害にも強い地域をつくります。復興まちづくりが進めば、それらも含めた取り組みにプラスして、コミュニティをどう作っていくか。それらが両輪として必要だと思います。災害も含めた今後の暮らしでは、地域が抱えるニーズをどう応援できるかというところで、社協がきっと力を発揮します。まずはニーズをまとめる必要がありますね。情報を聞き出し、整理し、それぞれの専門部署に伝え、そこでどう対応していくかをまとめる。初動では、行政と社協、あるいは企業も含めた連携体に関わって聞き取りをすることです。災害なら、三者又は、四者連携というような連携体で地

域と関わっていきます。地域住民を主体に考えるなら、その枠組みをどうつくっていくかは社協だけでは難しいので、多様な主体がビジョンを描きながら対応していかないとイケませんね。

大洲：黒江 企業やNPO、ボランティア、それぞれに目的や目標は違うと思いますが、それぞれの強みを活かして、お互いに住民や地域にとって有用な関わりができるようにしていくことは、本当に大きな課題ですね。

前田 その通りですね。これから南海トラフ地震に備えて各分野で様々な活動や団体がありますが、全体的に見て整理したり、つないだりするような中間的な役割を持つ組織や機能を作らなければいけないのかもしれない。

西予：井上 目線を合わせるということですね。

前田 そうですね。企業もNPOも社協も行政も関わった中で、それができるか。第1層、第2層、第3層どの単位なのかも含めた対策は、とても大事だと思います。

大洲：黒江 それぞれの立場があると思いますが、それぞれの分野の中で、そこをファシリテート、あるいはマネジメントができる存在が必要ですね。お互い共通認識を持って、それぞれの分野をまとめ、調整できる場があれば対応しやすいかもしれません。



乙亥会館 平成30年7月豪雨で、西予市野村町の乙亥会館は肱川の氾濫により1階部分が完全に水没した。令和2年に復旧工事を完了し、現在は会館内に災害の記録と記憶を継承する「災害伝承展示室」も設けられている。

今後の抱負

前田 これまでのあゆみを踏まえて、これからの抱負や災害への備えなどをお聞かせください。

西予：井上 まず、県社協としても注力している中核となるスタッフの養成です。ただ、ボランティアを呼んで派遣するだけでなく、調整をはじめ、すべきことはたくさんあるので、担当部署以外にも人材を育てなければなりません。県域や四国圏域で運営研修を行う方向性もあるので、それらを積極的に展開していく必要があります。そして、やはり社協の中でも顔の見える関係性づくりが必要だと思います。実際に災害が起こると全体会議だけでなく、様々な場面で支援Pの人たちや社協同士、顔の見える関係性の中で集まることもありましたので、大事にしていきたいと思っています。

宇和島：松井 やはり、普段からの関係づくりやニーズをくみ上げる仕組みは必要ですね。例えば、見守りボランティア「支え合いサポーター」は、モデル事業として吉田町の2地区で始まったのが、今では15地区、市内全域に広がりつつあります。参加者も増えて活発化しています。この仕組みを、社協としてさらに進めていきたいと思っています。また、積極的に「ふれあい喫茶」やサロン、健康づくりなど気軽に皆さんが集まれる場所づくりを社協で企画・推進しています。健康は自助につながり、集いの場は共助につながります。社協の地域づくりの延長線上に、防災もあるという考え方で進めていきたいです。それから当時、自治体と合同で視察やマニュアルづくりを進めていた成果が大きかったので、今後は行政と社協に加え、地区社協やボランティアも参加できる合同研修も企画したいです。災害に備えた人材育成では、各フェーズに応じて対応できる職員の育成に力を入れたいと思います。初動対応、中間期の運営、さらに収束期の生活支援など、対応できる職員を育成し、全体的なマネジメン

トができるようにしていきます。特に初動対応では、最初の3日間が重要で、この時期に正確に情報を整理して、災害ボラセンの立ち上げや、業務の何を中断し何を継続するかなど、判断ができる職員の育成と体制づくりに力を入れていきたいです。

大洲：黒江 各セクションをまとめるなど、マネジメントができる職員の育成がこれからの課題です。災害のことだけを意識するのではなく、普段から、自分たちの組織をどう動かすのか、自分たちの組織は何をしないといけないのか、自分たちの立ち位置を認識する。その上で、何ができるのか、できないことは何か、どうすればできるのか。それらを認識できるように、職員の意識付けをしないといけないと考えています。できないことも、どことつながればいいのか、アンテナを張れるノウハウを持った職員が理想です。また社協の組織で動く立場として、県内外の社協との普段からの付き合いが大事です。「この社協のこの人はこんなことが得意」とか「こういうことを対応している」などという情報を組織内で共有したり、経験したりすることが、相互で協力し合える関係にもつながります。災害だけではなく、普段の業務の中で各職員が経験できる仕組みができればと思っています。

前田 ありがとうございます。基本は「人」だということが、皆さんの共通の結論なのだと感じました。人材育成をどうしていくのかを基本にしなければ、いくら制度をつくっても空回りしてしまいます。では、どんな人材を育ててほしいのか、各セクションをまとめるリーダー、課題解決や組織運営をマネジメントする力、他の団体等とのネットワークを構築する力を持った人材の育成が求められていると思っています。そういうことを、これから皆さんが協力し、色々な立場の人たちと気付きを共有しながらやっていければいいなと思います。



経営管理課

[総務企画部]

01

福利厚生センター事業 (ソウェルクラブ)

本会では、県内福祉従事者の福利厚生の増進を図るため、福利厚生センター（ソウェルクラブ）の委託を受けて、多種多様なサービスを提供しています。全国で27万人を超える会員が加入し、魅力のある職場づくり、人材の確保・定着を図っています。本会は都道府県事務局を担っており、全国展開の各種割引サービスに加え、観光ツアーやスポーツ大会、鑑賞チケットあっせん販売を中心とした会員交流事業を実施することによって、会員間の交流やリフレッシュを図っています。

■サービス内容 / 各イベントに格安で参加できるほか、慶弔給付、クーポン券の発行等を行っています。

愛媛県事業 ▶ ・会員交流事業（旅行、ゴルフ、観劇、食事会などに特別料金で参加可能） ・愛媛県オリジナルクーポン券発行（県内温泉施設などで利用可能） センター事業 ▶ ・健診費用助成、法人内サークル活動助成 ・慶弔等給付（結婚、出産、資格取得、永年勤続、入院等）、健康生活用品贈呈 ・各種割引（宿泊・レジャー、スポーツクラブなど、全国20万以上の優待メニューあり）

今までの会員交流事業実施例 ▼

- ・旅行（伊予灘ものがたりの日帰りツアーから台湾2泊3日まで幅広く実施）
- ・食事会（東中南予の有名店で実施）
- ・劇団四季・坊っちゃん劇場（定価の半額以下）
- ・映画鑑賞チケットあっせん販売（定価の半額以下）等



法人の福利厚生の充実、人材確保・定着につながります。本事業に興味のある方は、パンフレット等を送付しますので、経営管理課までご連絡ください。

02

社会福祉法人会計研修

社会福祉法人は、高い公益性を有する法人として、これまで以上に事業運営の透明性向上や財務規律の強化が求められています。そこで本会では、計算書類等の整備や適正かつ公正な支出管理に携わる職員の育成や資質を高めるために、平成29年度から社会福祉法人向けに会計研修を実施しています。また、令和元年度からは、一般財団法人総合福祉研究会と共催して5つのコースで開催しており、令和4年度には内容を改変しコース名を一新して実施しています。

■コースの種類 入門・3級・2級・1級・経営管理（年1回開催）

受講者の声 ▼

- ・テキストや受講した内容で試験や資格取得を目指せる点が良い。
- ・先生方の説明がわかりやすく、基本的な知識を十分習得できて、今後の仕事に生かしていきたい。
- ・普段あまり意識することなく行っていた日常業務がどういった法令に基づいて行われているのか理解できた。



同研修は、毎年、7～11月頃に開催しています。本会ホームページでも案内していますので、ご興味のある方は、内容をご確認の上、ぜひお申込みください。

03

愛媛まごころ銀行

愛媛まごころ銀行とは、皆さまの「地域社会の福祉の向上に役立ちたいという気持ち」と「援助を必要としている人々」との橋渡しを行うための寄附金等の受付窓口です。

預託いただいた寄附金は、地域福祉（本会が行う地域福祉関連事業の運営費）や災害支援（災害ボランティア活動支援）、交通等災害遺児の支援等に活用させていただきます。

また、物品寄附の場合は、関係機関等へ寄附のあっせんを行っています。

愛媛まごころ銀行への寄附金を活用して主にこのような事業を実施しています。

寄附金の活用事業 ▼

①災害ボランティア活動支援金

被災地でのボランティア活動等で使う資機材等の購入や、平常時において地域住民の防災意識を高めるための活動等に活用しています。

②交通等災害遺児進学・就職支援金

本支援金は、愛媛県内の小学校・中学校・高等学校を卒業する災害遺児等の皆さんが進学・就職をする際の経済的援助を行っています。

その他、本会で実施している地域福祉のための事業にも活用しています。

詳細は 次項目04へ

あなたの善意を、愛媛まごころ銀行にご寄附ください。ぜひお気軽にご相談ください!!

- ◆預託方法：直接お持ちいただくか、指定口座にお振込みください。
- ◆寄附金は、所得税控除の対象となります。また、寄附者が企業の場合には、損金算入の制度が利用できます。

04

交通等災害遺児進学・就職支援金

本事業は、愛媛まごころ銀行に預託いただいた寄附金の一部を利用して、県内の交通等災害遺児に経済的支援を行っています。

■対象

親又は養育者が、交通・労働災害、天災等で死亡又は重度障がいの状態となった小学校・中学校・高等学校を卒業予定の児童・生徒

■給付金

小学校卒業生 : 5万円
 中学校卒業生 : 10万円
 高等学校卒業生 : 15万円

支援金支給までの流れ ▼

- 書類提出
 - ①本会指定の様式、②在学証明書、③災害遺児を証明する書類又は民生児童委員の確認書の3点を本会に提出する。
- 審査
- 支援金の支給
 - 給付決定後、給付決定通知書を送付し、申請書記載の送金口座へ振込によって支給する。

例年、県内の学校をはじめ、民生児童委員協議会、児童養護施設等に10月頃に案内を行っています。比較的わかりやすい申請方法になっていますので、対象の方にご活用いただけるよう周知にご協力ください。

法人振興課

[総務企画部]

01

災害時福祉支援地域連携事業

大規模災害の発生に備え、災害時における支援・受援体制の強化や圏域単位での支援体制構築と保健・医療・福祉分野における関係機関等との連携強化を目的に、愛媛県から事業を受託して、平時や災害時に必要となる体制づくりを図ります。

災害福祉支援コーディネーターの配置

災害時の支援・受援体制の強化及び関係機関等との連携強化を図ります。

災害時福祉支援連絡会議の開催(年4回)

災害時要配慮者支援チームにおける二次医療圏域ごとのチーム編成や支援・受援体制の構築における検討を進め、体制の充実を図ります。

県と市町防災訓練への参加(4か所程度)

災害時要配慮者支援チームの県と市町防災訓練への参加を通して、チーム員の能力向上を図ります。



02

福祉サービス評価事業等

本会では、福祉サービスの質を確保するとともに、利用者本位の福祉の実現を目指すため、福祉施設等の評価事業を実施しています。

1 地域密着型サービス外部評価事業(外部評価事業)

評価対象	認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)
受審頻度等	年1回以上の受審が義務(実施頻度は、一部緩和条件あり) 評価機関又は運営推進会議の活用を選択
評価結果の公開	義務
事業概要	少人数の家庭的な環境の住居で、職員や他の利用者とともに暮らすグループホームは、多くの利用者が認知症であるため、「仮にサービスの質などに問題があっても表面に出にくく、閉鎖的になりやすい」という欠点を指摘されます。また、事業者自らが現状を多角的に分析して改善点を発見して、質を高める契機とするために評価を行う自己評価と、同等の項目について外部の客観的な観点から、より精度の高い評価を行う外部評価の一連のサービス評価が義務付けられています。

2 福祉サービス第三者評価事業(第三者評価事業)

評価対象	社会福祉法人等が経営する福祉施設
受審頻度等	保育所、特別養護老人ホーム等高齢者施設、障がい者施設：受審は任意 社会的養護施設：3年に1回(義務)
評価結果の公開	任意(社会的養護施設は義務)
事業概要	福祉サービスの利用が契約制度に移行し、利用者等はふさわしいサービスを選択することが求められています。本評価は、利用者の選択を支援するための情報提供や事業所が客観的・専門的な評価を受けることで、自らのサービスの現状と課題を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的として実施します。

上記の2つの評価事業は、対象等の違いはありますが、「福祉サービスの質の向上」と「利用者によるサービス選択の支援」の2点の目的が共通しています。本会では、適正かつ効果的な運営を通して、福祉サービスの質と利用者の利便性の向上に寄与しています。

ぜひご参加ください!

「セルフ製品展示・即売会」のご案内

S E L P(セルフ)とは、働く意欲がありながら、障がい等の理由により、一般の事業所に就職することが難しい人々のための就労の場のことです。

このイベントでは、S E L P製品(愛媛県内の障がい者就労支援事業所等で障がいのある方が作った製品)を展示・販売します。

日時場所

期日 令和5年10月11日(水)
会場 愛媛県県民文化会館1階「県民プラザ・展示コーナー」
(松山市道後町2丁目5-1)
主催 愛媛県・愛媛県社会就労センター協議会
セルフ展示・販売商品
野菜・パン・焼菓子・雑貨・木工製品・アクセサリ
など



ぜひご参加ください!

「全国ナイスハートバザール 2023 inえひめ」(開催予告)

《ナイスハートバザールとは…?》

全国の社会就労センターで生産・製造された製品を展示販売し、販路の拡大や障がい者の工賃・賃金水準の向上を図るとともに、多くの市民の理解を深め、障がいのある方々の社会参加を促進することを目的として、国際障害者年である昭和56年に始まりました。その後、全国ナイスハートバザールは国庫補助事業として、毎年全国各地で開催されています。

日時場所

期日 令和6年2月23日(金・祝)～27日(火) 5日間
会場 大街道商店街1丁目
(松山市大街道1丁目)
主催 社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会
認定特定非営利活動法人日本セルフセンター
愛媛県社会就労センター協議会
セルフ展示・販売商品
加工食品、木工・陶芸品、手工芸品、農産物、花苗
など



愛媛県での開催は初!

全国からナイスでハートフルな商品が大集合!

地域福祉課

[地域福祉部]

01

地域支え合い・包括的地域福祉推進事業

地域支え合いセンターで行ってきた平成30年7月豪雨災害の被災者支援を継続しつつ、複合化・多様化する地域住民の課題（介護、障がい、子育て、生活困窮、孤独・孤立等）や制度の狭間にあるニーズに対して、平時から地域全体で包括的に受け止め、多者連携・情報共有・課題解決を図ることのできるネットワークを構築し、市町における包括的支援体制及び重層的支援体制の構築に向けた後方支援を行い、地域共生社会の実現を目指します。

■包括的地域福祉推進ネットワーク会議等の開催

平成30年7月豪雨災害の被災者支援活動を通じて蓄積してきた経験やノウハウを、県内全域に横展開し、平時から「顔の見える関係づくり」を図るとともに、各市町域における多者連携の枠組みの構築を促進するために、各種支援を担うNPO等の地域活動団体や市町行政、市町社協等の関係機関・団体、学識経験者による県域、東・中・南予エリア、情報共有会議コア会議等のネットワーク会議を開催します。

■重層的支援体制整備に向けた研修会・セミナーの開催

各市町や市町社協職員等を対象とした研修会や、地域共生社会の実現に向けた県内の機運醸成や先進事例の共有等を行うためのセミナーを開催します。

■多者連携の枠組み構築に向けた研修会の開催

多者連携の枠組み構築に向けた市町や市町社協職員、NPO・ボランティア団体、民間企業等向けの研修会を開催します。

■アドバイザーの派遣

市町における重層的支援体制整備を推進するとともに、地域での多者連携や多世代交流、支え合い活動等の普及・展開を図るため、アドバイザーを派遣し、市町行政や市町社協の取り組みを支援します。

昨年度の会議・研修の様子



■市町地域支え合いセンター運営ガイドラインの作成

社協が行政から委託を受けて地域支え合いセンターを設置し、運営していくためのポイントについてまとめ、センターの立ち上げをよりスムーズに行い、適正かつ速やかに活動を開始するための参考として、ご活用いただくことを目的に、ガイドラインを作成しました。



02

法人後見支援センター事業

愛媛県からの補助・委託事業等を通じて、成年後見制度の利用促進や法人後見実施団体及び市民後見人等の権利擁護活動の担い手の確保に向けて、県域における権利擁護支援体制づくりに取り組みます。

成年後見制度利用促進体制整備事業

■協議会（愛媛県成年後見制度利用促進協議会）

県内の司法専門職団体等の関係機関と管内市町の成年後見制度利用促進施策にかかる取り組み状況や課題等の実態把握、体制整備に向けた支援策等の検討を行います。

■研修会・検討会

市町行政や市町社協の職員等を対象に、県域全体の研修会と東・中・南予の圏域ごとの検討会を開催し、先進自治体の事例紹介や、近隣市町の資源等の情報共有、意見交換等を実施します。

■アドバイザー派遣

専門職アドバイザー（弁護士・司法書士・社会福祉士・精神保健福祉士等）を市町に派遣して、行政計画の策定や中核機関、協議体設置等の体制整備促進に取り組みます。

昨年度の様子

協議会



検討会（オンライン）



アドバイザー派遣（オンライン）



法人後見推進研修会（権利擁護推進のための担い手養成研修会）

県内の社会福祉法人等を対象に、法人後見事業の拡大と法人間連携の促進、市民後見等の推進を図ることを目的に、研修会と個別相談会（法人後見事業立ち上げ等の相談・指導等）を実施します。

昨年度の様子

法人後見推進研修会



研修講師（弁護士）による個別相談会



今後の取り組み

上記の事業内容のほか、「市町村長申立て研修」、「意思決定支援研修」等を実施し、県内の成年後見制度のさらなる普及啓発や利用促進、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向けた広域的な支援に取り組みます。

生活支援課

[地域福祉部]

01

生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金とは、相談窓口（市町社協）で、お困りの内容や世帯の状況を聞き、相談と貸付を組み合わせる世帯の問題解決のための方法を一緒に考え、家計の改善や社会的自立を目指し、安定した生活が送れるように支援する貸付制度です。

なお、貸付条件や返済計画が整わない場合や、他からの借り入れが可能な場合（他制度優先）は、本制度の利用はできませんのでご注意ください。

詳しくは、お住まいの市町社協又は地区の担当民生委員にご相談ください。

貸付資金の種類

総合支援資金	福祉資金
対象 離職世帯、低所得世帯 貸付内容 日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費および一時的な資金を必要とし、貸付を受けることにより自立が見込まれる世帯への貸付	対象 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯 貸付内容 日常生活を送る上で、または自立生活に資するため、一時的に必要であると見込まれる経費の貸付（例：転居費用、療養に必要な費用、緊急一時的に必要な費用 等）
教育支援資金	不動産担保型生活資金
対象 離低所得世帯 貸付内容 学校教育法に規定する高校、短大、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費の貸付	対象 低所得の高齢者世帯 貸付内容 居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費の貸付

02

生活困窮者等支援事業

市町社協の総合相談窓口では、複合的な生活課題を抱え、経済的に困窮した状態にある相談者から、今日・明日の食事に事欠く、家賃の支払いが滞り借家から退去を命じられている等、大きな生活の困りごとや不安の声が多く寄せられています。

本会では、生活困窮者支援のための社会資源の一つとなるよう、関係機関、団体との連携による緊急時の食糧支援を行うためのネットワーク事業や、家主・不動産業者・市町社協との連携による対象者の住居確保に向けた支援事業を行うことで、地域での生活基盤を支える取り組みを実施しています。

実施事業

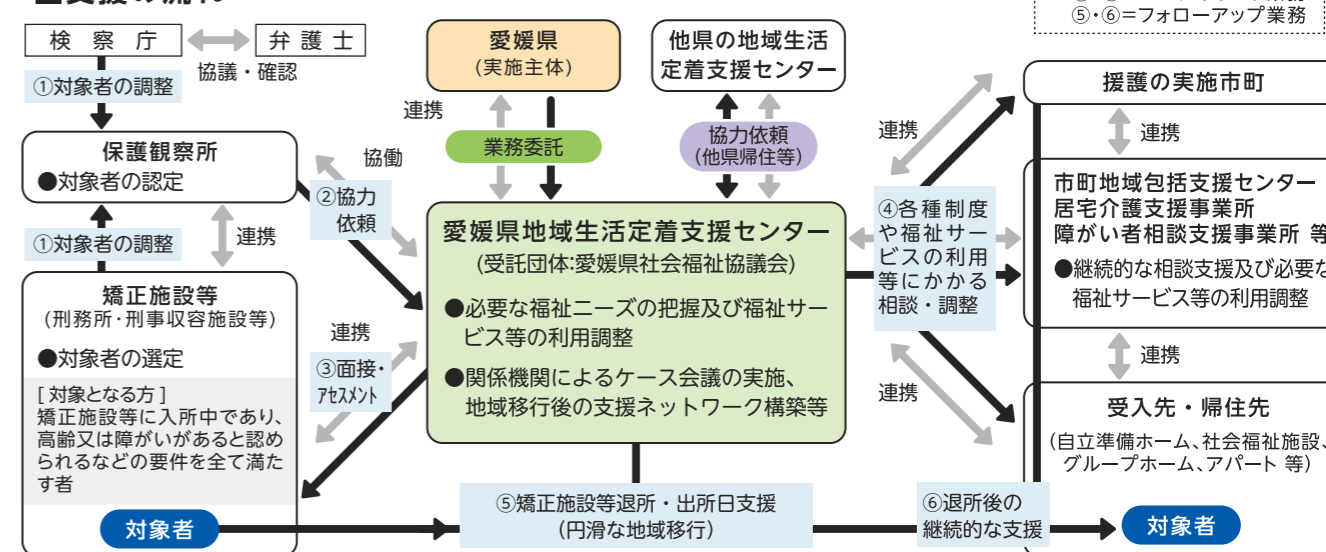
生活困窮者緊急食糧支援ネットワーク事業	生活困窮者等入居債務保証支援事業
内容 生活困窮者自立相談支援事業の相談窓口で今日・明日の食事に事欠く状況の方が来所された時に緊急対応できるよう、食糧支援のネットワークを県内に構築し、県内の社協ネットワークを活かしつつ、相談窓口を支援するとともに、食糧提供者の開拓や呼びかけを通して生活困窮者支援を通じた地域づくりにつなげています。	対象 家賃等は継続的に支払いができる見通しにもかかわらず、入居時の保証人の確保ができないため賃貸住宅への入居が困難な世帯収入が住民税非課税相当以下の方 保証内容 滞納家賃の3か月分（上限：生活保護住宅扶助額の3か月分）及び退居に伴う現状回復にかかる費用（10万円以内）※敷金が支払われている場合は先に敷金から支出

03

愛媛県地域生活定着支援センター事業

本会では、高齢の方や障がいのある方が、矯正施設等（刑務所・刑事収容施設等）から退所した後に自立した生活を営むことが困難な場合、保護観察所からの依頼のもと福祉サービスの利用を援助することなどにより、地域の中で安心して暮らしていけるよう関係機関、団体等と連携した支援事業を実施しています。

■支援の流れ



■支援実績（概要）（平成22年12月1日～令和5年3月31日現在）

1 コーディネート業務 192名（男性164名／女性28名）	2 フォローアップ業務 156名
(1) 県内帰住者 93名	(1) フォローアップ継続中（県内帰住者） 12名
(2) 他県帰住者 63名	(2) フォローアップ終了 144名
(3) 調整不可（期間不足、辞退、死亡等） 24名	・他県センター引継 63名
(4) 継続中 12名	・対象者の死亡 12名
	・対象者の辞退 6名
	・帰住先から失踪 2名
	・対象者の再犯 17名
	・受入施設等へ引継 44名

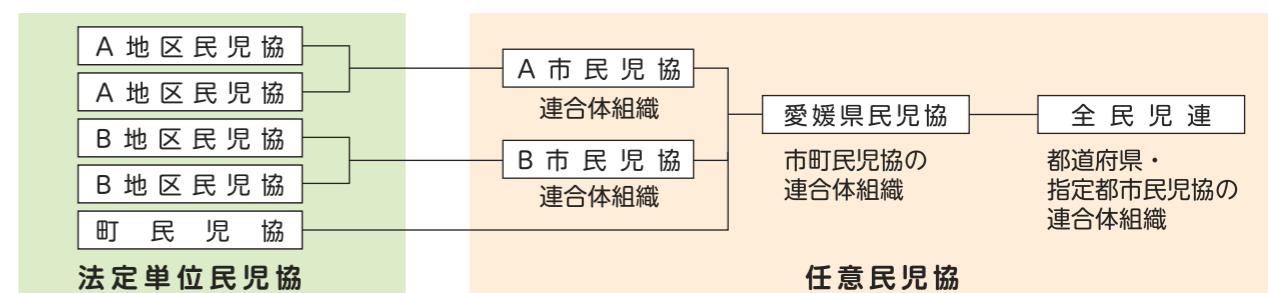
04

民生委員・児童委員活動の推進

本会では、生活福祉資金貸付制度や生活困窮者等支援事業、愛媛県民生児童委員協議会の事務局運営を通じて、県下の民生委員・児童委員の資質向上及び環境整備、地域における民生児童委員協議会の基盤や県内委員の連携強化、3年ごとの斉改選への対応など、委員活動の一層の充実・発展のため、各種会議・研修及び互助共励事業を実施しています。

■愛媛県民生児童委員協議会の概要

- 1 会 員：県下全民生児童委員：3,652名（内、民生児童委員 3,271名・主任児童委員 381名）
- 2 役 員：会長、副会長3名、監事2名 常務理事（県社協事務局長） 理事 25名
- 3 民生児童委員協議会組織図



人材研修課

[福祉人材部]

01

福祉・介護人材の定着活動

■福祉・介護関係事業所合同入職式

愛媛県の福祉・介護の未来を担う入職後1年未満の新任職員が、入職式と併せてビジネスマナー教室や講演会に参加することで、自らの仕事に対する誇りやモチベーションを高めながら、職種や職場の垣根を越えた交流を図り、ネットワークを構築することを目的に開催しています。

令和5年5月19日(金)
／県民文化会館



■外国人介護人材の受入に関する研修会

外国人介護人材の受入を検討している事業所や、受入後に取り組むべき良い支援を模索している事業所等を対象に、外国人介護人材の円滑かつ適切な受入を促進し、理解を深めることを目的に開催しています。

■中予・南予会場
令和5年7月19日(水)
／県総合社会福祉会館

■東予会場
令和5年7月20日(木)
／テクスポート今治



■ケアワーカーズカフェ(年4回)

テーマに沿ったワークや参加者同士の情報交換等を行うことで、ケアワーカーとしての日頃の悩みや課題、再就職に向けた不安の解消を図り、復職支援や離職防止、定着促進につなげることを目的に開催しています。



■おしゃべり保育サロン(毎月第2水曜日)

少人数で保育実践を学んだり、参加者同士で情報交換を行うなど、保育士資格を持つ方の現場への復職に対する不安を解消し、一歩を踏み出すきっかけづくりや職場定着を目的に開催しています。



02

福祉・介護の魅力発信

■福祉就職セミナー&福祉・介護のジョブフェス

福祉分野への就職希望者と職員を募集する求人事業所が一堂に会する職場説明会や、動画配信サイトを活用した「福祉のお仕事プレゼンテーション」等を実施し、県内の求人事業所の様子や福祉の仕事の魅力を発信しています。

令和5年6月18日(日)
／県民文化会館



■フクシの魅力発見フォーラム

愛媛県内の主に若年世代を対象に、福祉・介護の仕事の体験や職場及びキャリアアップの方法等を発信することで、福祉・介護の仕事に魅力を感じてもらい、将来的により多くの福祉・介護人材を確保することを目的に開催しています。

■東予会場
令和5年8月3日(木)
／新居浜市総合福祉センター

■中予会場
令和5年8月23日(水)
／砥部町文化会館

■南予会場
令和5年8月20日(日)
／パフィオうわじま



■保育のおしごとフェア

保育士養成校の学生や将来保育士を目指している学生等、保育に興味のある方を対象に、教育・保育施設によるお仕事相談コーナーや現役保育士・養成校の学生による保育体験コーナー、ゲスト講師によるあそびうたLIVEなどを行い、保育の魅力を発信するとともに、保育人材確保へ繋げることを目的に開催しています。

令和5年7月2日(日)
／松山市総合
コミュニティセンター



長寿推進課

[福祉人材部]

介護現場における生産性向上への取り組み等

少子高齢化により労働人口は減少し、介護人材の確保が困難となっている一方で、福祉サービスに関するニーズは増加・多様化し、需要と供給のバランスの調整が課題となっています。こうした課題を抱える中、今後も介護現場が、地域の安心の担い手として役割を果たし続けていくためには、介護現場においても生産性の向上が求められています。“介護現場における生産性の向上”とは、製造業などにおける業務効率化とは異なり、介護サービスの質の向上や人材の定着・確保を図ることが目的で、例えば、介護ロボットを活用した見守りや記録の効率化により、職員が利用者と向き合う時間を充実させ、介護サービスの質を高めることなどが挙げられます。

厚生労働省ではこの介護現場の生産性向上を図るため、「生産性向上ガイドライン」を策定し、職場環境と福祉サービスの質の向上を図っています。

参考 生産性向上ガイドラインでは、介護サービス事業所の課題に対する打ち手として、次の7分野(8項目)の取り組みを挙げています。

- ① 職場環境の整備
- ② 業務の明確化と役割分担
(1)業務全体の流れを再構築 (2)テクノロジーの活用
- ③ 手順書の作成
- ④ 記録・報告様式の工夫
- ⑤ 情報共有の工夫
- ⑥ OJTの仕組みづくり
- ⑦ 理念・行動指針の徹底

本会では、介護現場における生産性の向上の支援の一環として、愛媛県介護ロボット相談窓口の運営や、ノーリフティングケア普及啓発事業などを実施しています。

01

愛媛県介護ロボット相談窓口

本会では、厚生労働省の委託を受け、介護ロボットの導入や活用を促進するための相談窓口を開設しました。(令和4年6月1日開設) 同窓口では、介護現場からの介護ロボットの導入や活用方法等に関する相談に対して、ロボットの製品情報や導入事例、業務改善方法等の助言・紹介を行うとともに、介護ロボットの試用貸出に関して開発企業との連絡調整等を行っていますので、積極的にご活用ください。

■相談窓口の主な業務



- ① 介護ロボットに関する相談対応
 - ② 介護ロボットの試用貸出(貸出無料)
 - ③ 介護ロボット体験展示コーナーの運営
 - ④ 介護ロボット導入等に関する研修の開催
 - ⑤ 介護ロボットの普及等に関する啓発活動 等
- ※試用貸出の対象は、事業所となります。(個人不可)

■介護ロボットの試用貸出について



「介護ロボットの試用貸出リスト」
(厚生労働省/テクノエイド協会 発行)

同リストにある介護ロボットは、愛媛県介護ロボット相談窓口を通じて、各企業に試用貸出の申し込みが可能です。(在庫や企業側の事情等によって、希望どおりの貸出ができない場合もあります。)

※同リストを参照したい場合は、右記二次元バーコード又はURLにアクセスしてください。

<https://www.techno-aids.or.jp/robot/file05/2023rentallist.pdf>



■介護ロボットバーチャル展示場について

愛媛県介護ロボット相談窓口のホームページ内に「介護ロボット展示コーナー」をバーチャルで閲覧できるページを設置していますので、ぜひご覧ください。

【バーチャル展示場へのアクセスは、下記URL 又は 右記二次元バーコードから!!】

愛媛県介護ロボット相談窓口HP <https://ehime-kaigo-robot.jp>



展示場(ユニコム)の外観 介護ロボット展示コーナー



連絡先

愛媛県介護ロボット相談窓口
(愛媛県社会福祉協議会 愛媛県介護実習・普及センター内)
TEL 089-921-8348
FAX 089-921-3398
E-mail chouju@ehime-shakyo.or.jp
〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号

02

ノーリフティングケア普及啓発事業

ノーリフティングケアとは、利用者を持ち上げることなく、適切な技術や道具を使ってケアする方法です。例えば、スライディングシートやリフトなどを使って利用者の移乗をサポートするなど、利用者の身体への負担軽減や、介護者の身体の安全や健康維持を図り、利用者と介護者の双方にとって、より快適で安全な介護サービスの提供を可能にするケアです。

本会では、このノーリフティングケアに取り組む事業所(12事業所)を募集し、各事業所に講師や協力スタッフ等を派遣することで、同ケアの普及・浸透を図っています。



■利用者と介護者の双方のために!!

利用者の痛い、辛いをなくしたい...

- ノーリフティングケアの導入で、利用者への安全・安心な介護!
- 利用者自身ができることを活用することで、拘縮・褥瘡などの二次障がい予防!

介護の現場を救う「抱えない介護」
ノーリフティングケアの
実践で利用者も介護者も、
もっと笑顔に!

介護者も利用者も安心・安全で
ストレスフリーな介護職場の実現へ

介護者の腰痛をなくしたい...

- ノーリフティングケアの導入で、腰痛などの身体的負担を軽減!
- 介護者の負担を減らすことで、職員の人材確保・定着を促進!
- 職場環境のチェック・改善で働きやすい介護の職場を実現!

■ケアの導入に取り組んだ事業所の声

- ・8割を超える介護職員の身体的負担(腰痛など)が軽減された。
- ・ケアに関わる職員数の減少につながるケースが増えた(2名介助→1名介助)。
- ・利用者の生活の質向上につながった(拘縮減少、食事量増加等)。
- ・利用者の拘縮の軽減により、衣服の着脱などのケアにかかる時間が短縮された。

暮らしに役立つ 相談窓口

毎日の暮らしでちょっと聞きたい、とても困っている、不安で仕方がない…そんなとき

法律

- 一般法律相談・多重債務相談
松山市役所 弁護士相談
☎ 089-948-6211
 相談日時 毎月第1～第4週の水曜日(予約制) 13:30～16:00 (30分以内)
- 高齢者・障がい者のための電話法律相談
ひまわりあんしん電話相談
☎ 089-907-2020
 相談日時 毎週水曜日(予約不要) 10:00～12:00 (祝日・休館日を除く)
- 相続・遺言・登記・借金・裁判手続きのアドバイス
愛媛県司法書士総合相談センター相談会・相続登記相談センター
☎ 089-941-1263
 相談日時 第2・第3水曜日(要予約) 13:00～16:00 (30分以内)
- 成年後見制度に関する相談
成年後見センター・リーガルサポートえひめ支部
☎ 089-941-1263・089-941-8065
 相談日時 第2水曜日(要予約) 13:00～19:00 (1人30分)
- 成年後見制度に関する相談
コスモス成年後見サポートセンター-愛媛県支部(愛媛県行政書士会内)
☎ 089-907-6363
 相談日時 第2水曜日(要予約) 13:00～16:00 (30分以内)
- 遺言・契約・任意後見などに関する相談
松山公証人合同役場
☎ 089-941-3871
 相談日時 平日(年末年始を除く) 8:30～17:30 ※相談はお電話で事前予約をお願いします。
- 法的トラブル解決に関する相談
法テラス愛媛
☎ 050-3383-5580
 相談日時 相談は電話予約の上(予約受付:月～金曜日 9:00～17:00)



交通事故

- 交通事故にかかる賠償問題などの相談※弁護士無料相談を希望される場合は、相談員への事前相談が必要
愛媛県交通事故相談所
☎ 089-941-1111 (内線580)
 受付日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～15:00 (水曜日～14:30)
 相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～16:00 (水曜日～15:00)
 弁護士無料相談(要予約) 第1・第3金曜日 13:00～14:00
- 損害の請求額・請求方法、賠償責任などの相談
日弁連交通事故相談センター 愛媛県支部
☎ 089-941-6279
 相談日時 火曜日(予約制) 13:30～16:00 (1人30分以内)

生活

- 消費生活の相談
愛媛県消費生活センター
☎ 089-925-3700
 相談日時 月・火・木・金曜日 9:00～17:00
 水曜日 9:00～19:00
- 多重債務に関する相談
四国財務局 多重債務者相談窓口
☎ 087-811-7801
 相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00
- 生活の安全を守るための相談
警察総合相談室
☎ 089-931-9110 または # 9110
 相談日時 24時間 (夜間・土・日・祝日は当直対応)
- 労働に関するあらゆる分野の相談
愛媛労働局 総合労働相談コーナー
☎ 089-935-5208
 相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
- 年金全般の相談
新居浜年金事務所
☎ 0897-35-1300
今治年金事務所
☎ 0898-32-6141
松山東年金事務所
☎ 089-946-2146
松山西年金事務所
☎ 089-925-5105
宇和島年金事務所
☎ 0895-22-5440
 相談日時 月～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)
 第2土曜日 9:30～16:00
- 消費生活の相談
愛媛県消費生活センター
☎ 089-925-3700
 相談日時 月・火・木・金曜日 9:00～17:00
 水曜日 9:00～19:00
- 人権問題に関する相談
愛媛県人権啓発センター
☎ 089-941-8037
 相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
- 性暴力の相談
えひめ性暴力被害者支援センター-ひめここ(媛CC)
☎ 089-909-8851
 相談日時 24時間 365日
- 若年者の就職相談
シヨブカフェ愛work(愛媛県若年者就職支援センター)
☎ 089-913-8686
 相談日時 月～金曜日 9:00～19:00 (祝日、年末年始を除く)
 土曜日 10:00～18:00
- 若年者の就職相談(学生をのぞき15～49歳まで就職を目指す方)
えひめ若者サポートステーション
☎ 089-948-2832
 相談日時 月～土曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00～18:00
- 若年者の就職相談
東予若者サポートステーション
☎ 0897-32-2181
 相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00～18:00

介護

- 福祉サービスに関する苦情解決の専門機関
愛媛県運営適正化委員会
☎ 089-998-3477
 相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～16:30
- 認知症の介護に関する相談
認知症の人と家族の会 愛媛県支部
☎ 089-923-3760
 相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00～16:00
- 在宅介護に関する相談ごと全般
愛媛県在宅介護研修センター
☎ 089-914-0721
 相談日時 平日(年末年始を除く) 8:30～17:30 ※相談はお電話で事前予約をお願いします。
- 福祉用具・住宅改造に関する相談
愛媛県介護実習・普及センター
☎ 089-921-5140
 相談日時 火～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00



健康・悩み

- 心の悩み相談
愛媛いのちの電話
☎ 089-958-1111
 相談日時 毎日 12:00～24:00
- 心の問題や精神的な悩み
こころのダイヤル 愛媛県心と体の健康センター
☎ 089-917-5012
 相談日時 月・水・金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～15:00
- 心の病気 精神保健に関する相談
愛媛県心と体の健康センター
☎ 089-911-3880
 相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
- 難病の患者さんの悩み相談
愛媛県難病相談支援センター
☎ 089-960-5013
 相談日時 月・水 9:00～12:00、13:00～15:00
 金 9:00～12:00 (祝日・年末年始を除く)
- お子さんが急な病気やけがの時の相談
愛媛県子ども医療電話相談
☎ 089-913-2777
 携帯・プッシュ回線は# 8000(短縮ダイヤル)
 相談日時 平日 19:00～翌8:00 土曜 13:00～翌8:00
 日・祝 8:00～翌8:00 ※県内発信に限る
- 医療に関する患者や家族からの苦情や相談
愛媛県医療安全支援センター
 各保健所内に設置
 詳細は、同センターHPで確認してください
 相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～12:00、13:00～17:00

女性

- 女性に関する様々な相談
婦人相談所
☎ 089-927-3490
 相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
- 女性に関する様々な相談
愛媛県男女共同参画センター
☎ 089-926-1644
 相談日時 来所/ 8:30～16:30
 電話等/ 火～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:30
 土～日曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～16:30
 ●心理相談(臨床心理士) 電話または面談/ 木曜日(第5木曜日は除く)(予約制) 13:00～17:00
 ●法律相談(弁護士) 面談(1人30分)/ 第1・第2・第4木曜日(予約制) 13:30～15:30
- 女性の人権に関する相談
女性の人権ホットライン 松山地方裁判所
☎ 0570-070-810
 IP電話の方 **☎ 089-932-1875**
 相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
- 母子家庭等に関する相談
母子家庭等就業・自立支援センター
☎ 089-907-3200
 相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00

子ども

- 児童問題全般の相談
愛媛県福祉総合支援センター
☎ 089-922-5040
 相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
- いじめ問題全般の相談
いじめ相談ダイヤル24
☎ 0120-0-78310
 相談日時 24時間受付
 小中高生、保護者の方も対象です。
- 子どもの人権に関する相談
子どもの人権110番 松山地方裁判所
☎ 0120-007-110
 IP電話の方 **☎ 089-932-0877**
 相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
- ひきこもり、ニート等に関する相談
引きこもり相談室 愛媛県心と体の健康センター
☎ 089-911-3883
 相談日時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
- 子どもの発達や教育に関する相談
愛媛県総合教育センター
 ●不登校・いじめ・反抗
☎ 089-963-3986
 ●発達、発育、幼児の育て方について
☎ 089-963-3113
 (音声案内が聞こえた後118)
- 特殊な支援が必要な子どもの教育相談
☎ 089-963-3113
 (音声案内が聞こえた後207、208、209のいずれか)



令和5年度 新規採用職員へ インタビュー！

はじめまして！！

01 学生時代に取組んだこと

宇田さん・社会福祉士や介護福祉士の資格を取得するために勉強を頑張っていました。授業がたくさんあり、毎日忙しかったのですが、友達と会うことでリフレッシュしていました。

土井中さん・大学では化学を勉強していて、実験やレポートに励んでいました。また、飲食店やスーパーなど複数のアルバイトをして貯めたお金で、友達と旅行したり、ご飯を食べに行ったりしていました。



02 現在の業務

宇田さん・地域福祉部生活支援課で、生活福祉資金の貸付を担当しています。市町社協の担当の方や借受人からの電話・相談対応をしています。また、えひめ子育てネットワーク形成事業や生活困窮者自立支援研修も担当しています。

土井中さん・総務企画部経営管理課で会計を担当しており、主に種別協議会の会計を行っています。また、社会福祉法人会計研修や、消耗品の管理を担当しています。



03 社会人になったの感想

宇田さん・自分が想像していたよりは余裕があり、毎日楽しく仕事をしています。学生の頃より休日のありがたみ分かるようになりました。

土井中さん・初めて知る分野であるので、慣れることが大変だと感じています。仕事を通して社会人としての常識を身につけていきたいです。

05 同期であるお互いの第一印象

宇田さん・初対面の時に先に話しかけてくれて、とても優しく友達になれそうだなと思いました。

土井中さん・女の子らしくてかわいく、どんな話も聞いてくれる優しい子だなと思いました。



うだりの
宇田 理乃

地域福祉部 生活支援課 主事
愛媛県四国中央市 出身

趣味 ステッカー集め
特技 お菓子づくり

今後ともよろしく
お願いします！！



どいなか みき
土井中 実生

総務企画部 経営管理課 主事
滋賀県大津市 出身

趣味 クレヨンしんちゃんの
ガチャガチャ集め
嫌いな食べ物 ピーマン

(インタビュー：県社協 平田・吉川)

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償！！

令和5年度

ボランティア活動保険

商品パンフレットは
コチラから
(ふくしの保険ホームページ)



保険金額・年間保険料（1名あたり）

団体割引20%適用済 / 過去の損害率による割増適用

保険金の種類	プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円		
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額	6,500円		
	手術 入院中の手術	65,000円		
	保険金 外来の手術	32,500円		
	通院保険金日額	4,000円		
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外 ^(※)	初日から補償	
賠償責任	地震・噴火・津波による死傷	×	○	○
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)		
年間保険料		350円	500円	550円

*3月末までに契約手続きが完了し、前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<重要>

- ◆基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆特定感染症重点プランでは中途加入の場合でも補償開始日より特定感染症が補償対象となります。
- ◆年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。



ボランティア行事用保険 送迎サービス補償 福祉サービス総合補償

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

(傷害保険)

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

(引受幹事) 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667
受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ22-12223より転載して作成)

令和5年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設などに **スケールメリットを活かした割安な保険料で充実補償をご提供します！**

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

① 基本補償(賠償・見舞) 保険期間1年

賠償事故	保険金額	
	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等	事故対応特別費用(期間中) 500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき) 1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用	死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

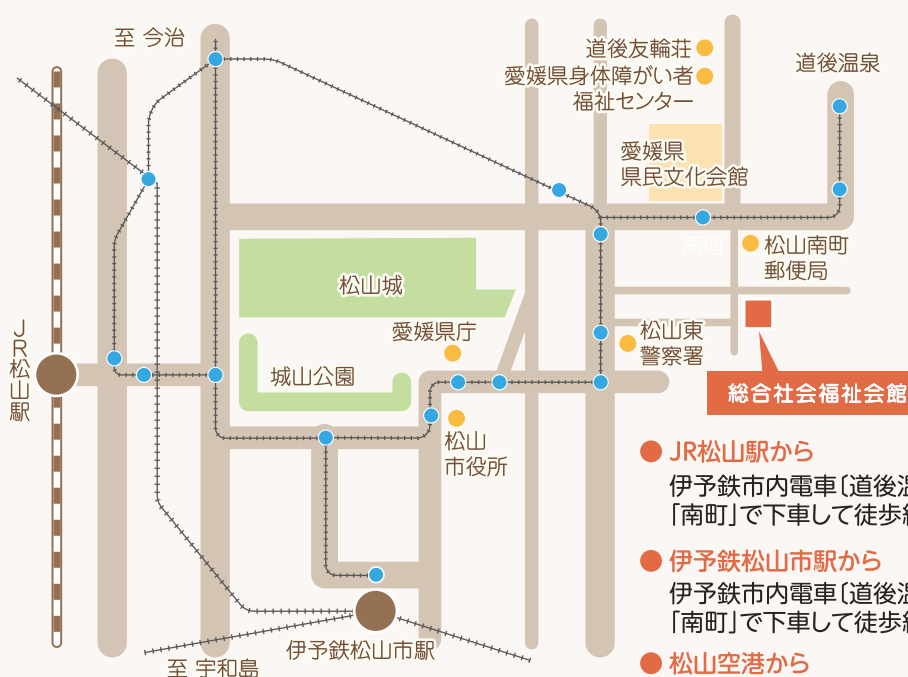
団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

(引受幹事) 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667
受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ22-12033から抜粋)



- JR松山駅から
伊予鉄市内電車〔道後温泉行〕で約20分、
「南町」で下車して徒歩約3分。
- 伊予鉄松山市駅から
伊予鉄市内電車〔道後温泉行〕で約15分、
「南町」で下車して徒歩約3分。
- 松山空港から
リムジンバス〔道後温泉行〕で約36分。

● お問い合わせ

総務企画部	経営管理課	TEL/089-921-8344	FAX/089-921-8939	E-Mail/keiei@ehime-shakyo.or.jp
	法人振興課	TEL/089-921-8566	FAX/089-921-8939	E-Mail/shinko@ehime-shakyo.or.jp
地域福祉部	地域福祉課	TEL/089-921-8912	FAX/089-921-7738	E-Mail/chiiki@ehime-shakyo.or.jp
	生活支援課	TEL/089-921-8353	FAX/089-921-5289	E-Mail/shien@ehime-shakyo.or.jp
福祉人材部	人材研修課	TEL/089-921-5344	FAX/089-921-3398	E-Mail/jinzai@ehime-shakyo.or.jp
	長寿推進課	TEL/089-921-5140	FAX/089-921-3398	E-Mail/chouju@ehime-shakyo.or.jp
運営適正化委員会		TEL/089-998-3477	FAX/089-921-3398	E-Mail/kujo@ehime-shakyo.or.jp



社会福祉法人 **愛媛県社会福祉協議会**

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館

TEL/089-921-8344 FAX/089-921-8939 URL/https://www.ehime-shakyo.or.jp

